第I章

笠間市の概要

1.	都市の広域的位置づけ	 	9
2.	上位関連計画	 	12
3.	都市の現状		14

|第I章 笠間市の概要

1. 都市の広域的位置づけ

(1) 位置と地勢

笠間市は、平成18年(2006年)3月19日に旧笠間市、友部町、岩間町が合併して誕生し、東京都心から約100km、茨城県のほぼ中央に位置しています。

市域は、東西約19km、南北約20km、 総面積240.40kmの面積を有しており、県 都水戸市に隣接し、北部は栃木県茂木町、 城里町、西部は桜川市、東部は水戸市、茨 城町、南部は石岡市、小美玉市に接してい ます。

地勢をみると、北西部は八溝山系から連なる山地・丘陵地、南西部は愛宕山を中心とする丘陵地など緑豊かな自然環境を有しており、南東部にかけて広がるおおむね平坦な台地に市街地や農村集落地が形成されています。

また、市域の中央を涸沼川が北西部から 東部にかけ貫流し、沿岸に肥沃な田畑が形 成されています。



図 I -1-1 笠間市の位置

(2) 都市を取り巻く環境の変化

本計画に関わる「都市を取り巻く環境の変化」を次に整理します。

●法制度の改正

平成18年(2006年)に「大規模集客施設の立地規制」「準都市計画区域制度の拡充」「都市計画手続きの円滑化、広域調整手続きの充実」「開発許可制度の見直し」を柱とする都市計画法の改正が公布されました。また、平成23年(2011年)11月には、地方分権に係る「地域主権改革一括法」(都市計画法の一部改正を含む)を踏まえて、「都市計画運用指針」が改正されています。

●コンパクトシティの形成

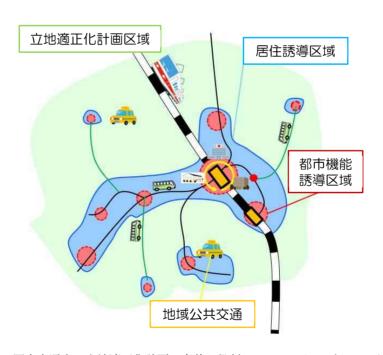
平成26年(2014年)に、「国土のグランドデザイン2050~対流促進型国土の形成~」が公表され、キーワードを「コンパクト・プラス・ネットワーク」とし、地方圏域では、「小さな拠点」「コンパクトシティ」「高次地方都市連合」などで形成される活力ある集積、大都市と連携しつつ世界とも直結する圏域を目指すべき姿とし、平成27年(2015年)には「第二次国土形成計画(全国計画)」が閣議決定されました。

また、都市再生特別措置法の改正により、市町村の都市計画マスタープランの高度化版としてコンパクトなまちづくりを目指す「立地適正化計画」制度が創設され、本市においても令和2年(2020年)に「笠間市立地適正化計画」が策定されています。

●コンパクトなまちづくりとは・・・

医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共 交通によりこれらの生活サービス施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市 全体の構造を見直し、安心かつ快適な生活環境の維持と財政的に持続可能な都市経営の実現を 目指すのが「コンパクト・プラス・ネットワーク」という考え方です。

立地適正化計画には、計画対象区域のほか、居住誘導区域(居住を誘導すべき区域)・都市機 能誘導区域(居住に関連する施設の立地を誘導すべき区域)を定めます。



資料:国土交通省 立地適正化計画の意義と役割~コンパクト・プラス・ネットワークの推進~ (https://www.mlit.go.jp/en/toshi/city_plan/compactcity_network2.html)

●防災・減災のまちづくり

平成23年(2011年)3月の東日本大震災を受けて、平成24年(2012年)7月には「津波防災まちづくりの考え方」についての緊急提言があり、「大規模又は広域的な災害リスクの低減」や「持続可能で活力ある国土・地域づくり」を重点目標とする「社会資本整備重点計画」の見直しが行われています。

●持続可能なまちづくり

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。誰もがずっと安全に暮らせて、災害にも強いまちをつくることが、「目標11:住み続けられるまちづくりを」で設定されています。

SUSTAINABLE GOALS



図 I-1-2 SDGs 17 の開発目標

●新しい生活様式

令和2年(2020年)に発生したいわゆる「コロナ禍」への対応として、人と人との密接を回避し、リモートワークが推奨されたことにより、東京など大都市圏の人口転入超過の社会移動の傾向に変化の兆しが見られ、新たな人口社会移動の受け皿となる都市づくりの検討も必要と考えられます。

2. 上位関連計画

(1) 茨城県総合計画~「新しい茨城」への挑戦~(平成30年11月策定)

平成30年(2018年)11月に策定された『茨城県総合計画~「新しい茨城」への挑戦~』では、計画の基本理念を「活力があり、県民が日本一幸せな県」とし、茨城の将来像を「豊かさと新たな価値を生みだす強い"産業"」「次代の茨城を担う夢・希望に溢れる"人"」「誰もが安心できる安全で豊かな"暮らし"」としています。

都市づくりに係る施策の基本方針としては、基本計画の「4つのチャレンジ」のもとで取り組む政策のうち、都市づくりに係るものとしては、「Ⅰ.新しい豊かさ」に「かけがえのない自然環境の保全・再生」を、「Ⅱ.新しい安心安全」に「災害に強い県土」を、「Ⅳ.新しい夢・希望」に「活力を生むインフラと住み続けたくなるまち」を掲げています。



図 I-2-1 「茨城県総合計画」2050年頃の茨城の姿

(2) 笠間都市計画区域マスタープラン(令和3年9月策定)

令和3年(2021年)に改定された『笠間都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』(都市 計画区域マスタープラン)では、都市計画区域(本 市全域)の都市計画の目標・理念を、おおむね次の ように定めています。

【都市づくりの基本理念】 注1)以下抜粋

- ○自然、歴史、芸術、文化と産業が融合した魅力的 な中核的都市圏を形成
- ○都市機能の集約化と経済や産業の活性化、地域の個性ある発展と相互連携の強化、連携と交流を支えるネットワークの構築、自然環境の保全と共生などによる都市づくり
- ○自然災害に対する安全性を高めるなど、災害に強 い安心・安全な都市づくり

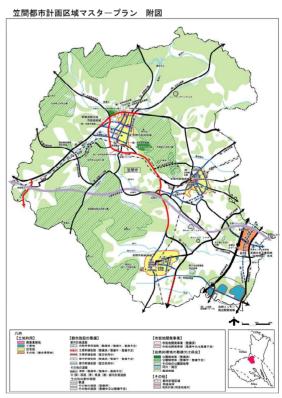


図 I -2-2 「笠間都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針」附図

(3) 笠間市第2次総合計画・将来ビジョン(平成29年3月策定)

1市2町の合併後、10年を経て平成29年(2017年)に策定された『笠間市第2次総合計画・将来ビジョン』では、「まちづくりの基本方針」について、人口減少時代への「新たな挑戦」として、「人口減少抑制」と「地域経済活性化」に向けて、「交流人口拡大」を目指した3つの方針を示しています。

【まちづくりの基本方針】

基本方針1:安全・安心で快適な質の高い生活ができるまちづくり

基本方針2:多様な産業が育ち、成長する活力あるまちづくり

基本方針3:人が集い、賑わう、多様な魅力のあるまちづくり

【将来像】

文化交流都市 笠間~未来への挑戦~

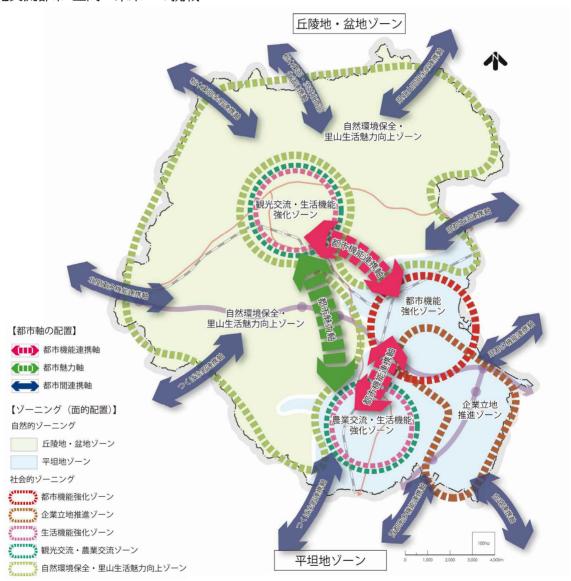


図 I -2-3 「笠間市第2次総合計画」土地利用構想図

3. 都市の現状

(1) 笠間市の人口

①人口及び世帯数の推移

令和2年(2020年)国勢調査の本市の人口は73,173人、世帯数は28,918世帯です。

国勢調査人口の推移をみると、平成12年までは増加傾向でしたが平成17年以降は減少を続けています。

一方、世帯数は一貫して増加傾向にあり、世帯分離が進行し世帯構成人員数(家族数)が小さくなっていることがうかがえます。



図 I-3-1 人口及び世帯数の推移

表 I-3-1 人口及び世帯数の推移(用途地域内外別)

(単位:人・世帯)

		昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
4=1h57+ 1	人口	70,067	73, 070	75, 963	77, 782	80, 903	82, 358	81, 497	79, 409	76, 739
行政区域	世帯数	16, 957	18, 757	19, 945	21, 358	23, 696	25, 911	26, 960	27, 946	28, 202
	人口	12,832	12, 749	18, 305	18, 318	20, 116	_	17, 851	17, 609	16, 512
用途地域内	世帯数	1,470	1,567	1, 704	3, 794	6,658	_	6, 703	6,966	6,638
ㅁ`수+나++'시	人口	57, 235	60, 321	57, 658	59, 464	60, 787	_	63, 646	61,800	60, 227
用途地域外	世帯数	15, 487	17, 190	18, 241	17, 564	17, 038	_	20, 257	20, 980	21,564

注2) 用途地域※1:国勢調査年次の用途地域にかかる調査区人口

(用途地域外が含まれる場合、住宅面積の割合で振り分け、用途地域外分を除く) (平成12年の用途地域内外に関する数値がないのは、都市計画基礎調査未実施のため)

資料:都市計画基礎調查

^{※1}用途地域:良好な市街地環境の形成や都市における住居・商業・工業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保を 目的として、建築物の用途や容積率・建ペい率・高さ等の形態を規制・誘導する制度。

②人口動態

人口の増減を出産や死亡による自然動態や転入転出による社会動態の変化をみると、自然動態、社会 動態とも減少傾向を示しており総動態も減少傾向にあります。

自然動態は少子化といわゆる団塊の世代の高齢化により、死亡が出生を大きく上回る自然減の傾向を 強めています。

社会動態は転出が転入を上回る社会減の傾向が続いていますが、近年は転入・転出の移動が減っており、総動態の減少の要因としては自然減の占める割合が大きくなっています。

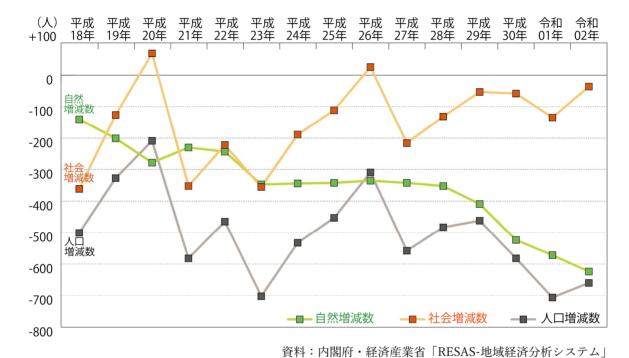


図 I-3-2 人口動態の状況

③地区別の動向

平成17年から令和2年までの国勢調査年ごとに、地域別の人口(常住人口)及び世帯数の増減の動向をみると、人口は友部市街地のある東部地域と南東部地域では横ばいの傾向にありますが、それ以外の地域では減少しています。また、世帯数は本市全体と同様に各地域とも増加の傾向にあります。

町丁字別にみると、人口増加は友部市街地東部、市街地隣接部の少数の町丁字に限定されていますが、 世帯数は東部、北部の多くの町丁字で増加し、世帯分離が進んでいます。



注1) 地域別人口・世帯数は国勢調査年次の茨城県常住人口調査資料を基に集計 人口・世帯数ともに各年4月1日現在の数値

資料: 茨城県「茨城県の人口(町丁字別)」

図 I-3-3 地域別人口・世帯数(常住人口)の推移

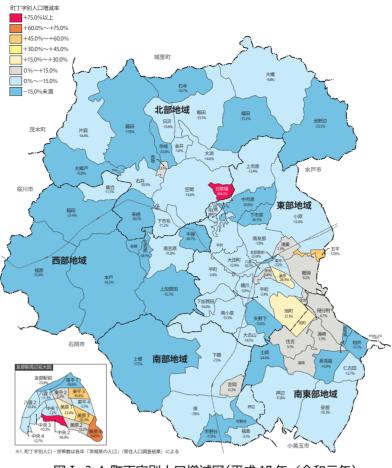


図 I-3-4 町丁字別人口増減図(平成17年/令和元年)

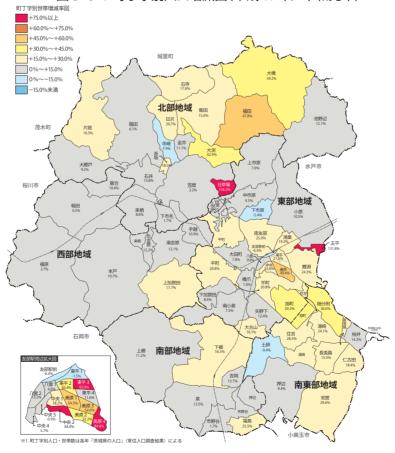
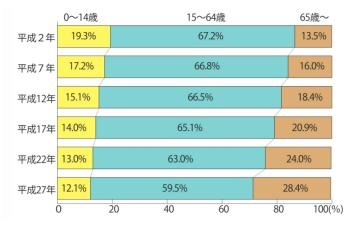


図 I -3-5 町丁字別世帯数増減図(平成 17 年/令和元年)

4年齢別人口

年齢別(年齢構成3階層別)の人口をみると、本市においても高齢化が進行しており、65歳以上の老年人口は平成17年(2005年)には20.9%でしたが、平成27年(2015年)には28.4%となり、15歳から64歳の生産年齢人口は59.5%と60%を割り込んでいます。



資料:国勢調査

図 I-3-6 年齢別(年齢構成3階層別)人口の推移

⑤人口分布・人口密度

市域を500mメッシュで区分して人口分布状況をみると、笠間駅北側、友部駅周辺及び岩間駅周辺の住居系用途地域が指定されている市街地と、友部市街地の東部を中心とした地域に人口が集積しているほか、郊外の住宅団地、鉄道駅周辺、主要な集落地に一定の集積がみられます。

町丁字別の人口密度(人口/町丁字面積)をみると、20人/ha以上の地域は、友部駅南側及び岩間駅 東側の市街地と、笠間市街地の一部(赤坂地区)となっています。

用途地域が指定された市街地の人口密度については、平成17年(2005年)の21.8人/haから、 平成27年(2015年)の20.2人/haへ低下しています。

表 I-3-2 用途地域指定区域の人口密度の推移

다셨다. 기계		人口 (人)		人口密度(人/ha)			
区域区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
行政区域	81,497	79,409	76,739	3.4	3.3	3.2	
都市計画区域	81,497	79,409	76,739	3.4	3.3	3.2	
用途地域 (注1)	17,851	17,609	16,512	21.8	21.5	20.2	
うち既成市街地 (注2)	11,747	12,108	6,646	32.9	32.5	36.3	
用途地域外	63,646	61,800	60,227	2.7	2.7	2.6	

注1) 用途地域:国勢調査年次の用途地域にかかる調査区人口(工業地域、工業専用地域を除く。また、用途地域外が含まれる場合、住宅面積の割合で振り分け、用途地域外分を除く)

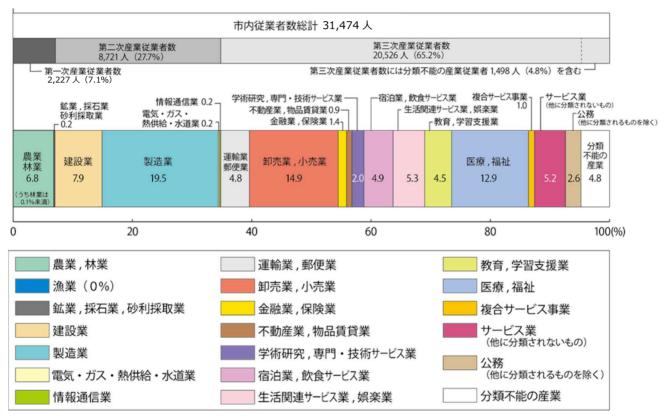
注2) 既成市街地:国勢調査年次の人口集中地区人口

資料:国勢調査・都市計画基礎調査・都市計画現況調査

(2) 笠間市の産業

①産業構造

平成27年(2015年)の本市を従業地とする年齢 15 歳以上の就業者31,474人のうち、第一次産業就業者は2,227人(7.1%)、第二次産業は8,721人(27.7%)、第三次産業は20,526人(65.2%)です。産業大分類(20分類)による従業者の構成比は、下図(2 段目の帯グラフ)のとおりです。



資料:国勢調査(平成27年)

図 I-3-7 市内で従業する就業者の産業大分類別構成比

②農林業

本市では、豊かな田園環境を背景とし、稲作を中心に栗等の果樹や小菊をはじめとする花き、畜産や野菜栽培など、多彩な農業が営まれています。

また、市域の約4割を占める林野では、家族経営を主とする林業が営まれています。

平成27年(2015年)の農家数は3,859戸、販売農家数は2,580戸で、全国の傾向と同様に、平成17年(2005年)からの10年間でそれぞれ約17%、25%減少しました。農業就業人口も減少を続け、従事者の減少・高齢化に伴い耕作放棄地が拡大し、平成27年(2015年)の耕作放棄地面積は約425haと10年間で約76%増加しています。

林業は、国産材の価格低迷により全国的に厳しい経営環境に置かれています。本市は、10,047haの 林野面積を有し、林業経営体は171経営体ありますが、林野面積の約85%が私有林(民有林)、167経営 体が家族経営で、市内森林組合員の約6割が林業経営を行っていない状況にあります。

市内には、都市・農業の交流の場となる「笠間クラインガルテン」や、国有林を活用した自然体験の場となる「北山公園」が整備されており、多くの人が訪れています。



図 I-3-8 農家数及び農業就業人口の推移

表 I-3-3 耕作放棄地のある農家数と耕作放棄地面積

(単位:戸·ha)

<i>⁄</i> ⊏\ <i>h</i>	計		田		畑(樹園地除く)		樹園地	
年次	実農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
平成 17 年	761	240.90	424	79.37	521	151. 26	50	10. 27
平成 22 年	1,165	376.40	709	136.03	686	209.61	107	30.76
平成 27 年	1,180	425.10	737	150. 25	747	248. 25	107	26.60

資料:県統計課「世界農林業センサス」

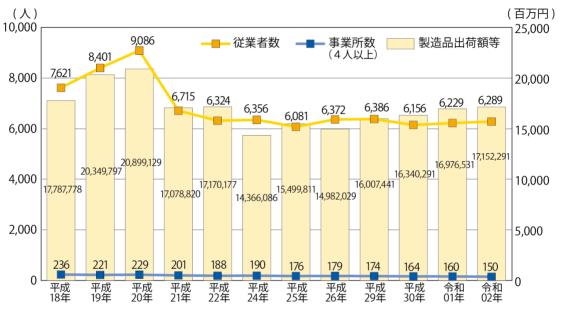
③工業

本市には、茨城中央工業団地(笠間地区)を含む6か所の工業団地があり、立地企業による工業生産が 行われています。

全150の工業事業所のうち、地場産業である笠間焼や稲田みかげ石を主とする窯業・土石製品製造業の事業所が30事業所あり、全体の約2割を占めています。

従業者4人以上の事業所における事業所数、従業者数、製造品出荷額は、日本経済の低迷を受けて、 いずれも平成20年(2008年)から減少しています。

既存工業団地の一部には未利用地が残っており、大規模施設跡地を含めた企業立地誘導、産業用地と しての有効利用が課題となっています。



注1) 平成29年以降は、調査内容の変更により前年の実績値を集計

注2) 平成23年、27年は調査の実施なし

資料:工業統計調査

図 I-3-9 工業事業所数、従業者数、製造品出荷額の推移

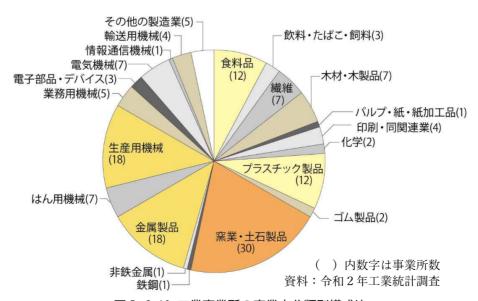


図 I -3-10 工業事業所の産業中分類別構成比

4)商業

本市の商業(卸売業・小売業)における店舗(事業所)数、従業者数、年間商品販売額は、平成10年 (1998年)の笠間市街地北部への大規模小売店舗の開設に伴って一旦増加した後は減少を続け、平成26年の年間商品販売額は84,989百万円まで減少しました。

平成28年(2016年)の経済センサス-活動調査では下げ止まり、店舗(事業所)数727店、従業者数4,660人、年間商品販売額約96,259百万円の商業規模となっています。

鉄道駅周辺の市街地、集落地に散在する中小の小売店舗は、経営者の高齢化や後継者不足などによる 空き店舗の増加から、商業活力と市民の生活支援機能を低下させています。

本市の観光の核となる笠間稲荷神社周辺の「笠間稲荷門前通り」では、まちづくり組織や商店街が行政と連携して、景観の保全・形成と観光交流を図るまちづくりが進められています。



注1) 平成20~25年は商業統計調査と経済センサス調査の切り替え時期に あたり集計方法が異なるため省略

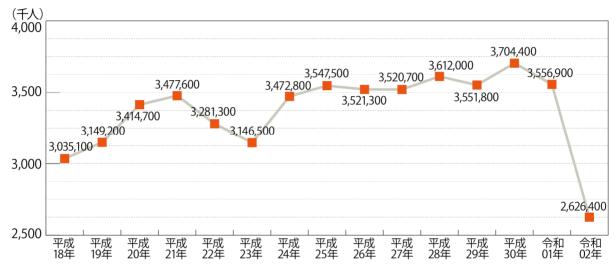
資料:内閣府・経済産業省「RESAS-地域経済分析システム」

図 I -3-11 商業事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移

⑤観光

本市は、笠間稲荷神社、茨城県陶芸美術館、笠間焼などの歴史的資源や芸術・伝統文化などの多くの 観光資源に恵まれ、令和元年度までは年間350万人を超える観光客が訪れています。令和2年度につい ては、コロナ禍の影響もあり年間300万人を下回っています。

観光資源の多くが、笠間稲荷門前通りや佐白山、笠間芸術の森公園の周辺に点在しており、広域観光 拠点としてのさらなる発展が期待されています。



- 注1) 観光入込客数は、茨城県において毎年定められた観光地点及び行祭事、イベントの入込客数を集計したもの
- 注2) 平成22年までは年度集計、平成23年以降は暦年集計

資料:茨城県観光客動態調査

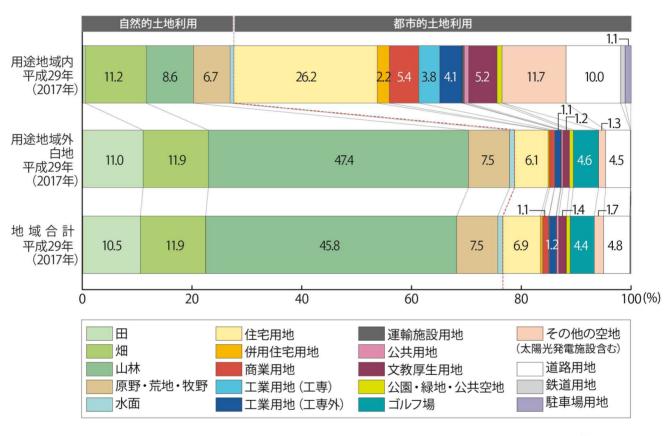
図 I-3-12 観光入込客数の推移

(3) 笠間市の土地利用の状況

本市の土地利用については、約46%が山林、約23%が農地となっており、原野・荒地・牧野及び水面を含む自然的土地利用が全体の8割近くを占めています。主に、山林は市の北部から西部にかけての山地・丘陵地に、農地は東部や南部、南東部の平野に広がっています。

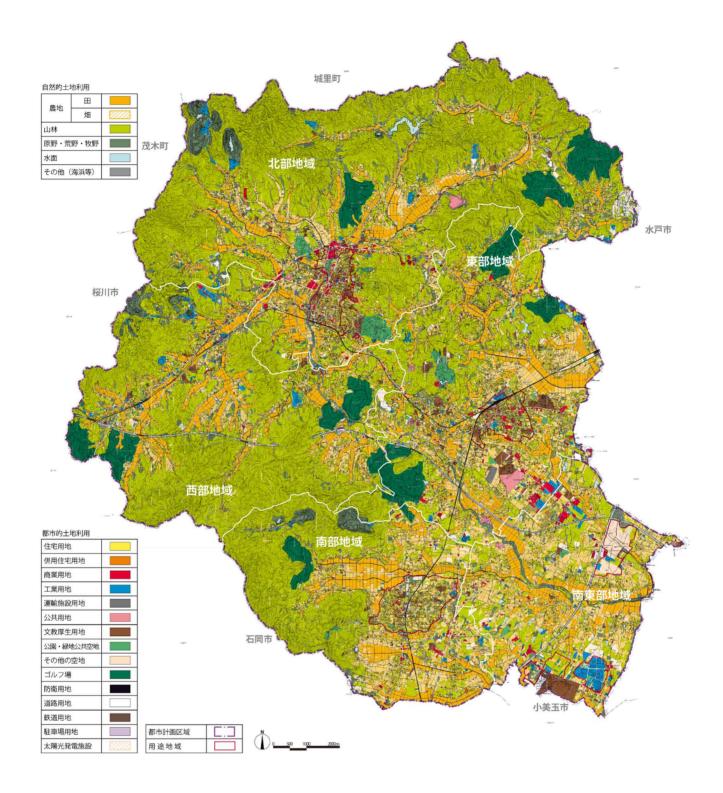
市街地(用途地域指定区域)は、笠間駅北側(笠間地区)及び友部駅周辺(友部地区)、岩間駅周辺(岩間地区)に形成され、住宅用地を主とする都市的土地利用が7割を超えていますが、未だ3割近い農地・原野を残しています。

また、南東部地域の常磐自動車道IC周辺には、産業用地を計画的に開発する工業系市街地(工業系用途地域指定区域)があり、工業用地としての利用が進んでいますが、一部に農地などの低未利用地が残されています。



資料:都市計画基礎調査

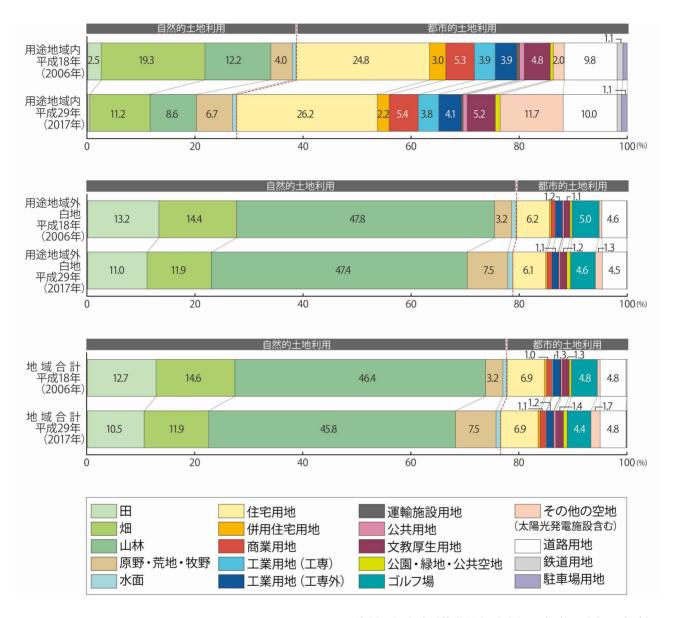
図 I-3-13 笠間都市計画区域(本市全域)の土地利用構成



資料:都市計画基礎調査(平成29年度)

図 I -3-14 土地利用現況

平成18年(2006年)と平成29年(2017年)の都市計画基礎調査における土地利用構成比の変化を見ると、市街地(用途地域)内では、農地が約22%から約11%へ縮小したのに対して、原野・荒地、太陽光発電施設用地を含むその他の空地が拡大し、有効な宅地利用は進展していません。市街地(用途地域)外でも、農地の減少に対して、原野・荒地とその他空地が拡大しています。



資料:都市計画基礎調查 (平成 18 年度、平成 29 年度)

図 I-3-15 用途地域内外の土地利用構成の推移

(4) 笠間市の都市計画の決定状況

●都市計画区域

本市の都市計画区域は行政区域全域が指定されており、区域面積は24,027haとなっています。

●地域地区

笠間都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の決定がされていない「非線引き都市 計画区域」です。

用途地域は、笠間、友部、岩間の各駅周辺市街地に住居系の用途が指定されているほか、常磐自動車 道岩間IC周辺や茨城中央工業団地(笠間地区)に工業系の用途地域が指定され、全体で962haが指定 されています。

また、笠間地区の近隣商業地域に準防火地域、福原駅南側に特定用途制限地域^{※1}が定められています。 その他、地域の特性を活かしたまちづくりのルールとして、地区計画が7地区に定められています。

表 I-3-4 用途地域の指定状況

区域別	面積	建ぺい率	容積率	備考	
	(ha)	(%)	(%)	111 -	
 第一種低層住居専用地域	220	40	80	 絶対高さ制限 10m	
第一性以首任占守用地域 	220	50	100	小に入り目に かかな 10111	
第二種低層住居専用地域	30	60	150	絶対高さ制限 10m	
第一種中高層住居専用地域	117	60	200		
第二種中高層住居専用地域	5.2	60	200		
第一種住居地域	226	60	200		
第二種住居地域	48	60	200		
準住居地域	2.9	60	200		
田園住居地域	_	_	_	指定なし	
		60	200	笠間地区(地区計画内)	
近隣商業地域	28	80	300	友部地区	
		80	200	岩間地区	
商業地域	27	80	400		
準工業地域	124	60	200		
工業地域	82	60	200		
工業専用地域	52	60	200		
計	962				

資料:都市計画課

表 I-3-5 その他地域地区

種類	地区名	面積(ha)	決定年月日
準防火地域	赤坂地区の一部	4.9	H6. 12. 26
特定用途制限地域	福原地区の一部	9.4	H22.11.15
流通業務地区	先端総合流通センター流通業務地区	112.0	Н9. 3. 27

資料:都市計画課

^{※1}特定用途制限地域:用途地域が定められていない土地の区域において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。例えば、多数人の集中により周辺の公共施設に大きな負荷を発生させる建築物や、騒音等の発生により周辺の良好な居住環境に支障を生じさせる建築物などを制限する場合が考えられる。

●都市施設

都市計画道路は、笠間、友部、岩間市街地に関連する路線のほか、茨城中央工業団地(笠間地区)に関 連して、36路線が都市計画決定されています。

また、都市施設として、8つの街区公園と笠間芸術の森公園、笠間市総合公園のほか、供給処理施設と しての下水道・都市下水路やごみ処理場、火葬場などが都市計画決定されています。

表 I-3-6 都市計画道路

(単位: m)

路線番号	路線名	幅員	延長	車線	決定	変更(最終)	備考
1 • 3 • 1	北関東横断道路線	23.5	9,660	_	H2. 11. 15		
1 · 3 · 2	北関東横断道路線	23.5	9,810	_	S63. 4. 7	H19.5.31	
3 · 3 · 1	国道 50 号笠間バイパス線	22.0	3,300	_	S45. 11. 19	H2.11.15	
3 • 4 • 2	大和田甲の山線	18.0	2,085	_	S40.3.29	S49. 4. 4	
3 • 4 • 3	笠間停車場寺崎線	16.0	2,370	_	S40.3.29	S49. 4. 4	駅広(4,400 ㎡)
3 • 4 • 4	昭和町来栖線	16.0	1,270	_	S40. 3. 29	H2.11.15	
3 · 5 · 5	高橋町稲田線	12.0	2, 110	_	S49. 4. 4	H3. 8. 22	
3 · 5 · 6	昭和町相生町線	12.0	2,400	_	S40. 3. 29	S49. 4. 4	
3 · 5 · 7	来栖飯合線	12.0	1,440	_	S40.3.29	H3. 8. 22	
3 · 4 · 8	手越石井線	18.0	6,110	-	H2.11.15	1	
3 • 4 • 9	笠間停車場下市毛線	18.0	470	-	H2.11.15	1	駅広(4,000 ㎡)
3 • 4 • 10	福原今泉線	16.0	1,680	_	H2. 11. 15	1	
3 • 4 • 11	来栖寺崎線	16.0	2,050	_	H3.8.22	1	
3 • 4 • 12	鉄砲町石井線	16.0	296	_	H3.8.22	1	
3 • 5 • 13	石井北総合公園線	12.0	700	_	H3.8.22	1	
3 • 6 • 14	友部停車場線	11.0	2,100	2	S28. 3. 31	H19.5.31	駅広(約6,200 ㎡)
3 · 6 · 15	友部鯉淵線	11.0	1,300	_	S28. 3. 31	H19. 5. 31	
3 · 6 · 16	原原の池線	11.0	500	_	S28. 3. 31	H19. 5. 31	
3 · 6 · 17	友部宍戸線	11.0	2,070	2	S28. 3. 31	H31.3.29	
3 • 6 • 18	友部二ツ池線	8.0	1,100	_	S28. 3. 31	H19.5.31	
3 · 6 · 20	原宮前線	8.0	1,500	_	S28. 3. 31	H19. 5. 31	
3 • 4 • 21	宿大沢線	18.0	2,670	_	S62. 10. 26	H19. 5. 31	
3 • 4 • 22	南小泉大田線	16.0	4, 180	_	S63. 4. 7	H19. 5. 31	
3 • 4 • 23	上町大沢線	16.0	3,320	_	S63. 4. 7	H19.5.31	
3 · 3 · 24	流通センター東西線	27.0	3, 140	-	H9.3.27	H19.5.31	
3 · 3 · 25	流通センター南線	27.0	1,420	_	H9.3.27	H19.5.31	
3 · 3 · 26	流通センター北線	27.0	1,240	_	H9.3.27	H19.5.31	
3 • 4 • 27	友部駅北線	20.0	340	2	H15.12.8	H19.5.31	駅広(約5,000 ㎡)
3 • 4 • 29	岩間駅東大通り線	20.0	1,420	2	H2. 2. 13	H19.5.31	駅広(約3,900 ㎡)
3 · 4 · 30	俎倉泉線	16.0	6,630	_	H2. 2. 13	H19.5.31	
3 • 4 • 31	泉室野線	16.0	4, 250	_	H2. 2. 13	H19.5.31	
3 • 4 • 32	岩間駅西口上町線	16.0	460	_	H2. 2. 13	H19. 5. 31	駅広(約2,500 ㎡)
3 • 4 • 33	日吉町古市線	16.0	1, 250	2	H2. 2. 13	H31. 3. 29	
3 · 3 · 34	下安居南北線	27.0	1,680		Н9. 3. 27	H19. 5. 31	
8 · 6 · 1	元〆線	10.0	100	_	H3. 8. 22	_	歩行者専用
8 · 6 · 2	友部駅南北自由通路	8.8	80	_	H15.12.8	H19. 5. 31	歩行者専用

資料:都市計画課

注1) 幅員については、代表幅員を表示 注2) 平成19年5月31日の変更内容は、都市計画区域の統合に伴う名称の変更

注3)「3・6・19 南友部大沢線」「3・4・28 土師栄町線」は平成31年3月29日に全線廃止